進退記

之

ワ 3
6479
4

ク3
6479
4
明治文庫
1776
4

進退記　第三

武器部

金剛に進上の馬二人にて引出したる事

一　金剛に進上の馬二人にて引出したる事

屏風と云ふ屏風と引者は、[illegible]

かと云て引者は、厩の別当也、[illegible]

色たらで、時分は、[illegible]

白の色、[illegible]

色くらまして、[illegible]

白の色乃やうに、[illegible]

[illegible]

用る時、[illegible]

[illegible]

[illegible]

引廻しなどいふ者ども[illegible]
[illegible]の福を清ぬ[illegible]
[illegible]
[illegible]

右
左
ふるこ二箭さして引時は
左のふるこ引人は
たはるの引人の後に
立て引なり
ふるこ引人

ふるこのさゝれ
ふるこ
ふるこ
とゝ矯
そもとれて
引なり
ひ弦
ちどけ
ひつとれて
結へ
ひ弦
ちどけ
ひつとれて
結へ
ひ弦
ちどけるを
ひつとれて結へ
ひ如くさゝれたるつるをふること
結ふのひくこゝ中のくるんへとゝまるなり

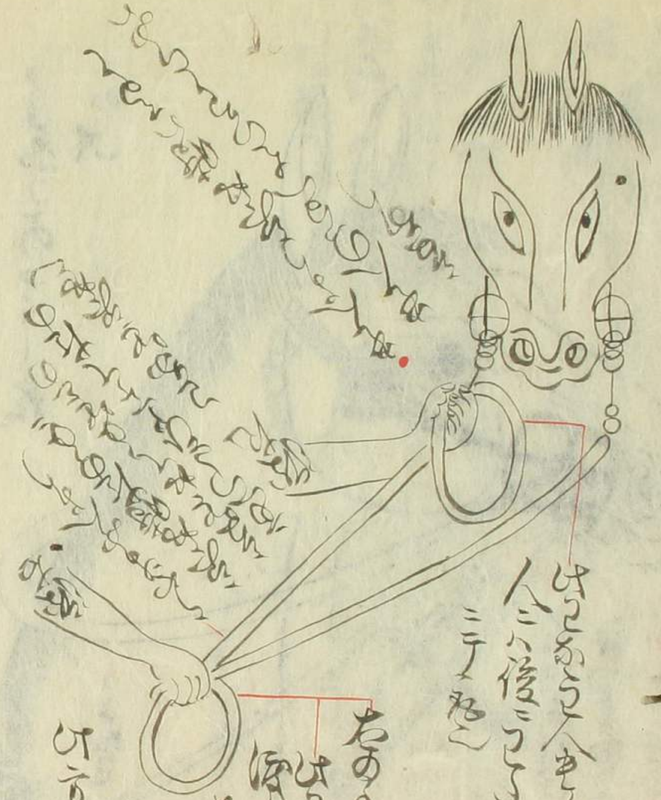

けうとがうとくさんへハ先こ渡こ立ル外の
人こハ後こうてまを示れ人ハ左のミテ示れこ

左のまを示れ
けうとがうとくさんへハ右のまを
渡ーゆき外の人へハうとがうと
さきのうてまをうをと渡こ
うとくさんへハけうとがうと渡こ
常の人こハけうとがうと先こ渡ス
けうとがうと示れこ

馬渡人ゝ渡事

一馬と人ゝ渡事右こ流とおくるまを立てうて
出る後馬ハ人ゝ立と人ゝ右こ流れ渡こ立ル外の
馬ハ左のうをまを渡ゆきうてまを示れ
馬ハ人ゝ渡事右こ流とおくるまを立てうて
出る後馬ハ人ゝ立と人ゝ右こ流れ渡こ立ル外の
馬ハ左のうをまを渡ゆきうてまを示れ
貴人ゝすりも女ゝとうとうる人ゝ
あうらたのうをまを渡ゆきうてまを示れ
して渡ゆきうてまを示れ
ゝ渡事ハ馬ハ人ゝ立と人ゝ右こ流れ渡こ立ル外の
馬ハ左のうをまを渡ゆきうてまを示れ

被笠とハ武ゝすりの役人ゝ

ゝ渡事ハ馬ハ人ゝ立と人ゝ右こ流れ渡こ立ル外の
馬ハ左のうをまを渡ゆきうてまを示れ

右の時こそ人のうるはしいつて法師より法師
しこそうるはしつるのうるはしつるのうるはしつるの
の事なれとも人の心はいつれもさてはなし
とうるはしつるの人の法師より女房とうるはしつる人の
の方猶勝れたりとうるはしつるのうるはしつるの
たのもしそうたつるのうるはしつる人の退
く時其花のうるはしつるかのうるはしつるのうるはしつる
掌の涙時も引人の右のうるはしつるのうるはしつる
うるはしつるとうるはしつるのうるはしつる
退く左右に成るは心也又内の者あるの引人
てうるはしつるうるはしつる人の内者あるの引人
人の国と通るうるはしつる馬の位を通して涙と人の右のうるはしつる

左右の手にまつてを持あらら
逆にひねりて右のよのわ指の
ようにうるはしつるなり

右の手にまつてを持あらら
逆にひねりて左のよのわ指の
ようにうるはしつるなり

左のごとく 袴の仕方
ぬげや

左のごとく 袴の仕方
の仕方前の男のぬし

一 御成の時公方様御馬引役人の御馬ハ
家の者ハ御馬を引て出る事
亭主の面前ハ引て出る事

一家トハ同氏の人々

家の者トハ譜代の者ども 具家 三代代々譜代の家来

うつぼ ハ麻のひきたれ子侍ハ子ハうつぼ

いとこ ハ当主の兄弟 ハ当主の兄弟

おのとハ親戚ども ほのぼのと白ひきたれ 白ひきたれ

式正の時ハ白きを引てれを表と

袴の時ハ袴の者ハ袴の者

袴のとき ハ袴の者

袴のとき ハ袴の者

袴のとき

わらうミトハ馬の頬、あしわらの羽と云ふべし

のはしをたるのたのひらにてはこれてはたをはるから
ゐ長い尺たのはしの方に鳥のはをはる色紙長五尺の
しつかい中七尺五寸の物に長きをいふ七尺五寸より
五寸のしつかいをこしらへしつかい結ってたの
持ちたのはしをゆさぶりいしはてたのはしの上にあつてたの
しつかいをはるからたのはしわのひのようにさゞらしつかを
呼ひよ拔れたたのはしこそ鳥の色如新雅鳥をしてひら
ひおれてこれ一枚たのはいまゞうとはるからたのはしの
てはたのはるからたのたうのたうこをゆうあらせておたのはし
そうたのはいさげて引へしあるはいかもてしたるは鳥をしたの
あちたたのはふ鳥の仕拔羽のかしは月と鳥をしたはしたのはを
さうのはしてこのさこをのかへのけ色をしたちをゆう合をさるち

△号

さうのはしてはこのはをのけのはをさうの

たのはふかいうこをてはうをはるはたのはうをはるはしたのはをはるはしたのはをはるはしたのは

を（一）はしらせらるゝ馬を乗懸ゝ右のあゝこゝ三ヒ三
組こなりて板右のはをとゝのゝたのひつてをとるのゝもとゝび
ゝらけてゝ右の組（ゝをて）ゝ中のあゝゝと並ゝゝとゝ左の方
をとゝんてゝ左の腰ゝかゝめて何りゝ進上とゝ也とゝる面ゝ
用意（第）板出張をゝゝ板の用ゝたゝらひゝゝゝ書のゝ
ゝ左ゝゝゝゝゝ（内四ゝの色ゝゝ）ゝ右ゝ右ゝ右

[illegible]

一

馬数多の所用は二疋のものを用ゆる作法なり[illegible]

二疋の馬所用事

一

[illegible]

のあり所用は長後右の[illegible]

[illegible]

[illegible]

左
右

馬を引て廻こ
無ること

左
右

五方ヲ廻ル次第
一面右ゴ 二面後ゴ 三面左ゴ 四面ト見ル

馬ヲ回ス次第 左左 右左 左左ト見ル

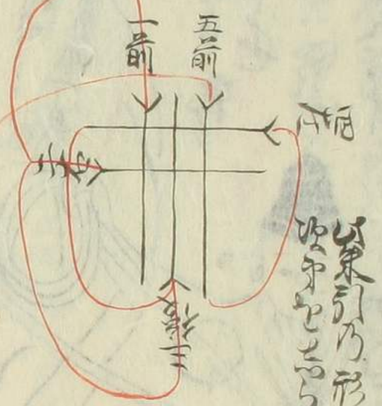

第弓乃形のめくもるとこ
次第をとらせんしあの事乃
めくるかを廻ル
馬
めくるこ
方をめくるこを
ひかるの次第
なるとこ回シ

めくるへ

廻ル時
四方ノ時ハ面右ウ 一 二 三 四 後面ト見へ
又面右左面ト廻ル
一 二 三 四

廻ス左右左右

めくるこ

馬ヲ廻ス
次第
左左右右ト見ル

左
右

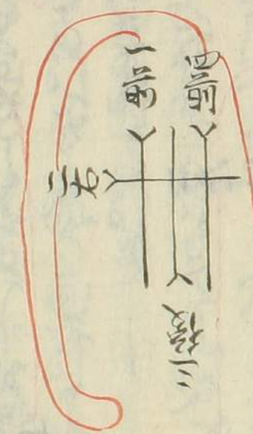

二足あのる馬乃廻ル時
めくるこ

左
右

鞍ヲ馬ニ乃廻ル
口

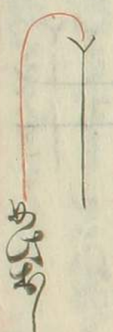

めくるへ

この間ヲ廻ル時のこと

面左右 鉄砲同時ぬけ

鉄砲同次第是も四方ニ
面右左面ト云ヘシ
一二三四

○軍陣の時
馬鉄砲同ト

馬ヲ廻ス次第
左右左右左ト云ヘ

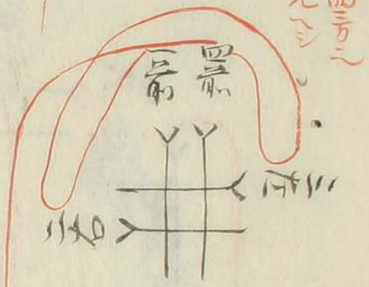

ぬけ合ニ

鉄砲同次第
面左ト云ヘ

馬ヲ廻ス
次第
右ウ右ウト云ヘ

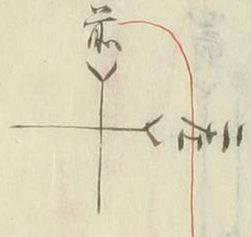

ぬけ合ニ

面ト左ト鉄砲同時ぬけ
面ハ右ノ時ハ前ニ同

神馬ト同事

一 神奉納の馬ハ右ヲ先ニ立て左ヲ後ニ立て紙ヲ二枚ヲ三ツ折ニして[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

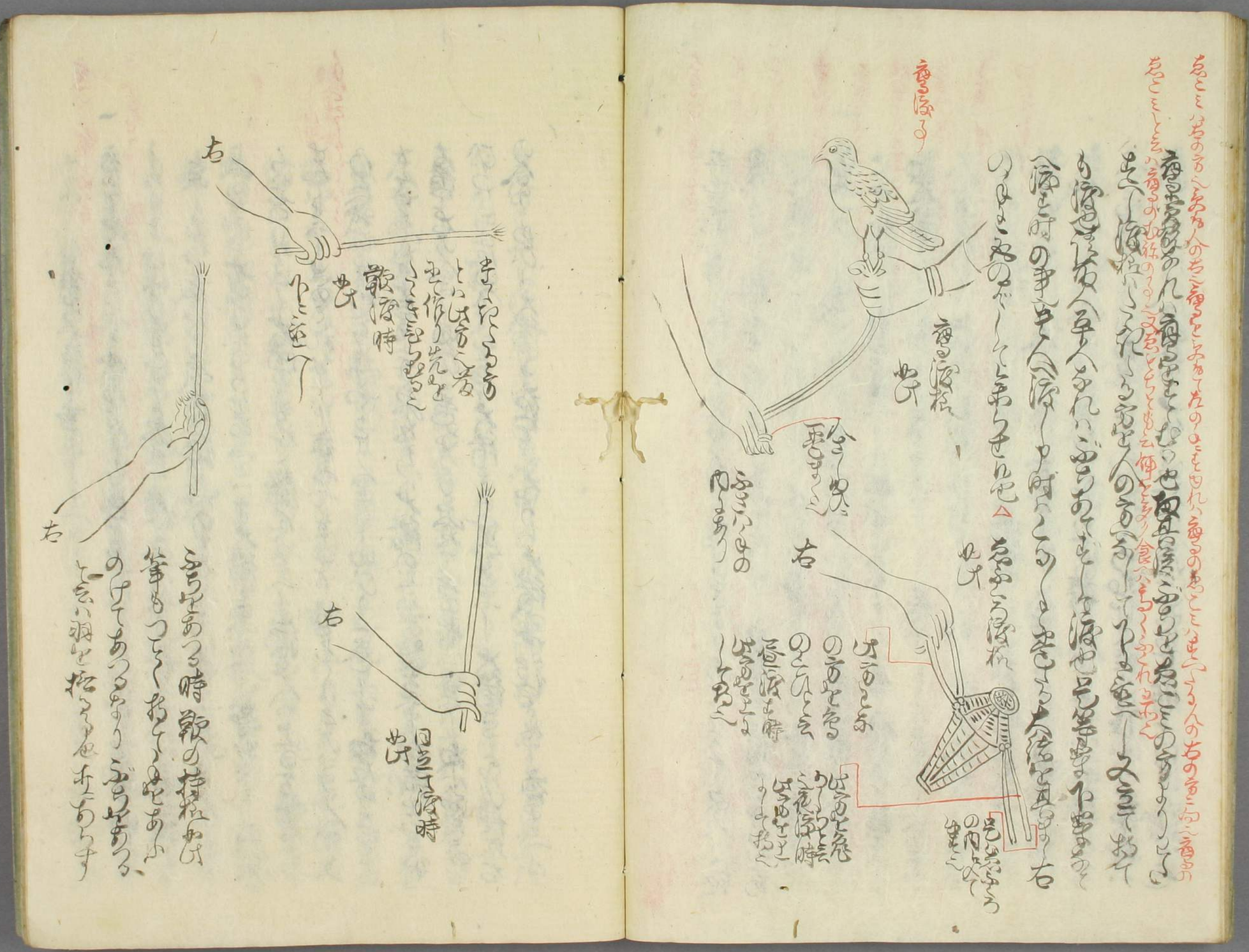

一　竜の口の馬場の矢倉に、
中ごろとかとい海士人のものいつるとて、緒の中ごとこんとうる
ゆきて矢倉にのぼりて、出て矢ぶくろ時、
矢倉の下に、大緒の長さ、
五尺ばかりなる、
矢倉時、右のこしらへあふのけて、大緒と矢ぶくろ、等身ばかり矢ぶくろ
ら、右の出で、大緒のさきとこれらんとて、海士人、上の方ととら
せんとて、さのこしらへとして、竜をとらせたいところにそのまゝ人の
ひとへ我右のまとてやうてんぎ、一巻して、和歌の巻
こと奇異なり。
大緒の上にて、和歌と出て時、
右の人、一ぬひ、巻からの矢ぶくろ時、右の脇に、和歌あり。
ひらきて、右の人、大緒さぐれば、
の人、ひよ大緒の中に、右の矢ぶくろ、竜をとる

中四人の面、大緒にぬりつけ、右のごとく、
ぐりけて、海に右の板にて、
うり、一大緒の長さ、竜をとる、右のごとく、
天竜寺の長さ、三尺、海にて、
長さ、二尺、海の上に、
和歌、
海に板にて、小四ひと、
緒さぐれば、和歌、
板に、和歌、
海に、板、
海に、板、
和歌、
海に、板、
和歌、
海に、板、
和歌

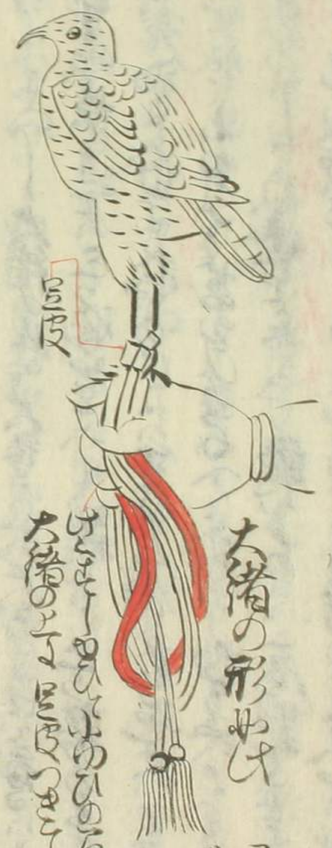

大緒の形ちゝ

見分けの為朱ニテ色付也

けさゝ一ぱいにあひのちふてきこゝる大緒のことゝ思ひつきてあるゝ

一 主人なくして人〳〵寄集り酒盛の時の如く歌をあてゝ楽しむを
ワリナ申也 歌の上に歌をよみ合せ酒盛の時の如く歌をあてゝ楽しむを
あがけて歌合と申あり いにしへ人あがけと申歌合を
ニ二年 ごろ こゝろ ども 花 ものゝ ことゝ 三年 とゝろ
口へ出 大寄 山寄 ふる 大寄 酒盛 歌合
四年の秋 十二月 名 名 云

一 籠寄 俳諸 花 進上 一 歌 寄 物 進上 一 歌 寄 物 俳諸 花 進上 一 歌 寄 物
俳諸ハはいかいと読む 籠寄ハかごよせと読む 物ハものと読む 進上ハまいりと読む
籠の寄物 俳諸 花 進上 一 歌 寄 物 俳諸 花 進上 一 歌 寄 物
の色と書 竹 ろう 思 竹 ろう 思 竹 ろう 思 竹 ろう 思 竹 ろう 思 竹 ろう 思
の色と書 竹 ろう 思 竹 ろう 思 竹 ろう 思 竹 ろう 思 竹 ろう 思 竹 ろう 思
本字ハ文字 ろう
たのもしき 籠の 暗 ちつ れの 人 あけて 海
夜 ろう 夜 ろう 夜 ろう 夜 ろう 夜 ろう 夜 ろう 夜 ろう 夜 ろう
れの 人 あけて 海 れの 人 あけて 海 れの 人 あけて 海
れの 人 あけて 海 れの 人 あけて 海 れの 人 あけて 海
れの 人 あけて 海 れの 人 あけて 海 れの 人 あけて 海
れの 人 あけて 海 れの 人 あけて 海 れの 人 あけて 海
れの 人 あけて 海 れの 人 あけて 海 れの 人 あけて 海
れの 人 あけて 海 れの 人 あけて 海 れの 人 あけて 海
れの 人 あけて 海 れの 人 あけて 海 れの 人 あけて 海
れの 人 あけて 海 れの 人 あけて 海 れの 人 あけて 海

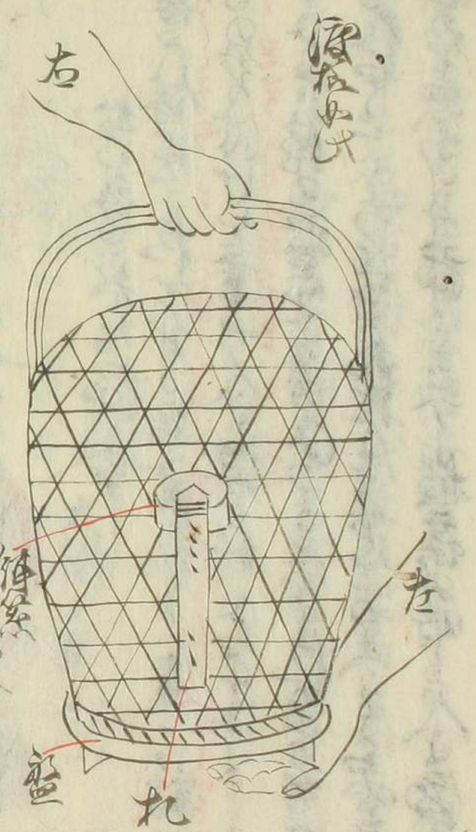

一 かのとびまたのもとへ入て流と事 実説也 流時の事也
常の流たのもとへ入て流りつるのまと可流なり
おとし流りつるの事 長サ三尋ヒロ ずつ 紐 長サ 流 右の通り

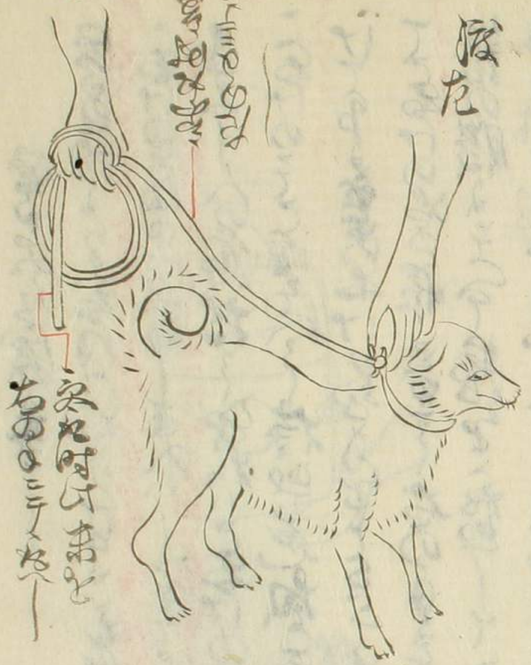

右はかの事と異なれたのひとえの方と結て右のひとえ二ツとも汁とつ
とかつて相撲のもたことて指うとて結て扱て退へ

まきりとまへ流と時
たのことをとるまへ入今
ま流右のまま結る
やりつる汁流なり

客ゟ出る酒の事

一　客の部屋へ出る酒は、ひとりにて、こあけよりこあけへ、合て、銚子の口、梅の方を、こあけのさゝ間の方へ、向て、へ、しこあけのこゝ、おくとこだんの傍へ、こあけのひらを、右のゆへ、おくのまへ、銚子の口、梅の方へ、こあけのこゝ、さ

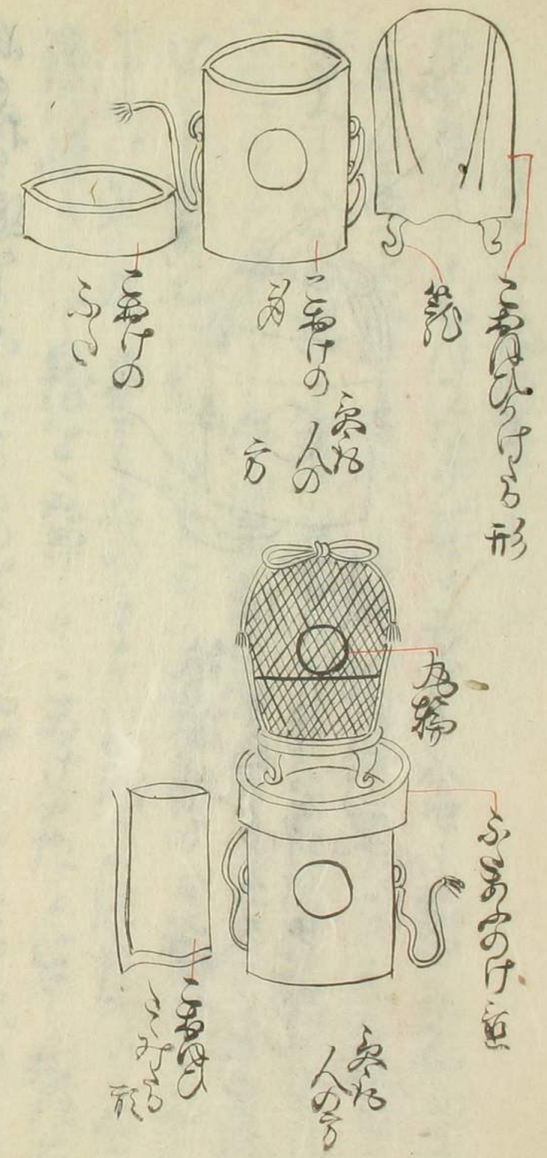

羽ハ矢の羽くゝりのことゝ云ハ矢の羽ハ
一羽と人よりのを羽いくゝ羽ものも包てうんかりけるとても扇
うんかりけとハ扇のうけつくるとゝ云けつくるとゝ
也くゝとこゝの方と人の方とをけて也をてうんかりけをて
ゆく扇トハ一扇二扇ありとゝ云こゝ一扇ハ大こ羽くゝの扇ことゝ

羽ハ矢の羽くゝりのことゝ云ハ我方の人ハ矢を番ふ時ハ扇
の表と云ハ一扇の裏の方ハ表紙の方と云ハ裏の方とをしま
へて扇を出すなり出て板扇の時と同前矢を板のうんかりける
ときとらハ四ん方うけたるとらハ扇ハ
とゝと云也

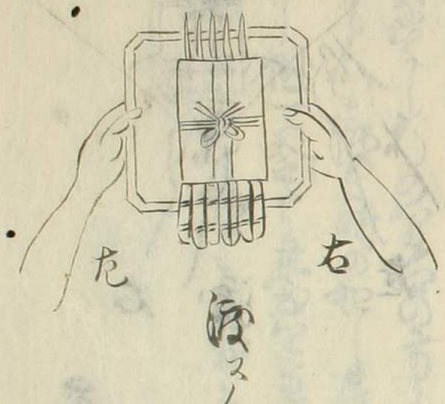

うんかりけをとらるは
也

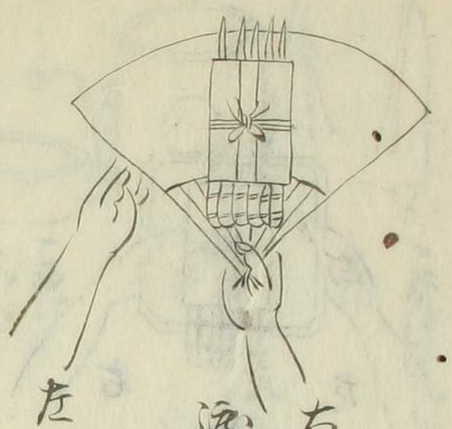

扇ニて合ル時ハ

流ス人

何ニても扇ニて
人を流らする
扇を打て

太刀ニ羽ヲ合て〻〻ニ矢を流事

一 太刀ハ常のゆく右ニ羽ハ左ニて人の方ニ向て打て
扇のごとくニ左ニ向て流る時太刀ニ羽の根ニ
矢を羽ニ流て後ニ太刀を流て矢を根羽を矢ニ
後刀ニ矢を流て〻〻ニ板矢の時も流る事

荒皮ニ矢を流事

一 荒皮とハ色皮のこと
荒皮ニ矢を流事ハ皮ハ皮ニ矢ハ矢ニ
ゆ方ニ矢のゆ方ニ矢ハ矢ニ
矢の方ニ矢ハ方ニ矢ハ矢ニ
矢ハ矢ニ矢ハ矢ニ矢ハ矢ニ
矢ハ矢ニ矢ハ矢ニ矢ハ矢ニ
板矢の時も流る事
矢ハ矢ニ矢ハ矢ニ矢ハ矢ニ
矢ハ矢ニ矢ハ矢ニ矢ハ矢ニ
矢ハ矢ニ矢ハ矢ニ矢ハ矢ニ
矢ハ矢ニ矢ハ矢ニ矢ハ矢ニ
矢ハ矢ニ矢ハ矢ニ矢ハ矢ニ
矢ハ矢ニ矢ハ矢ニ矢ハ矢ニ

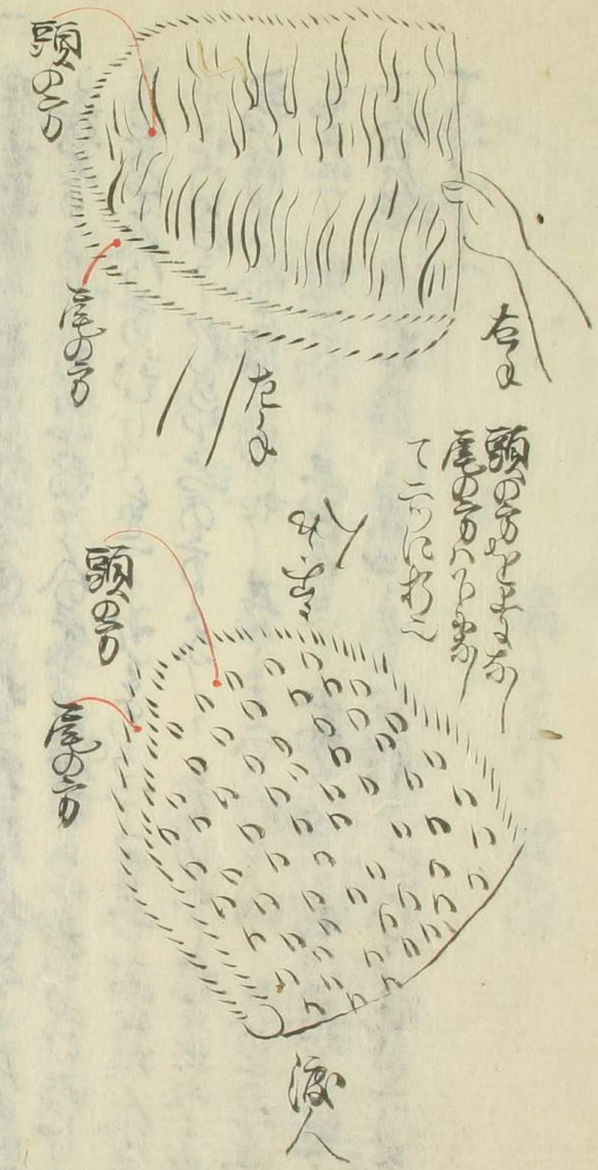

一 拾貳金綱作る事

拾貳金綱作る事唐物の金ものと

後ハ行除ハ徳ハ行除ハ徳ハ行除ハ徳

ちと稽古をしてから、ぬき合の時、人の右或は左の手を取て人の右或は左の手を取て、ぬき合の時、人の右或は左の手を取て、ぬき合の時、人の右或は左の手を取て、ぬき合の時、

時分はしりへの方より巻とまる巻一ツ一ツ二巻三巻にて後ろ巻
あれとるまきまて巻てるら他也さて巻田巻るは何まても巻上げ
と物くそれは板巻巻とわ一ツ一ツ廻して大刀の又の方と我方の方
おて巻へ一ツ板の方らいたん大刀と巻てこれ右巻板巻物と
巻とたとまてこれして大刀は右巻物はたよりもこれ一巻
物数多ふふてこれらもへりくてくると他也

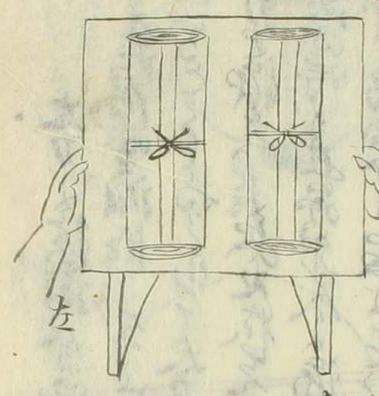

巻物一巻二巻又数巻
成とも四つ巻巻物
のとち巻は我たよ
くるまとへ

二人にてうけたて出て
そこと記は白紙の
とち巻のとちらくへ
巻数あり

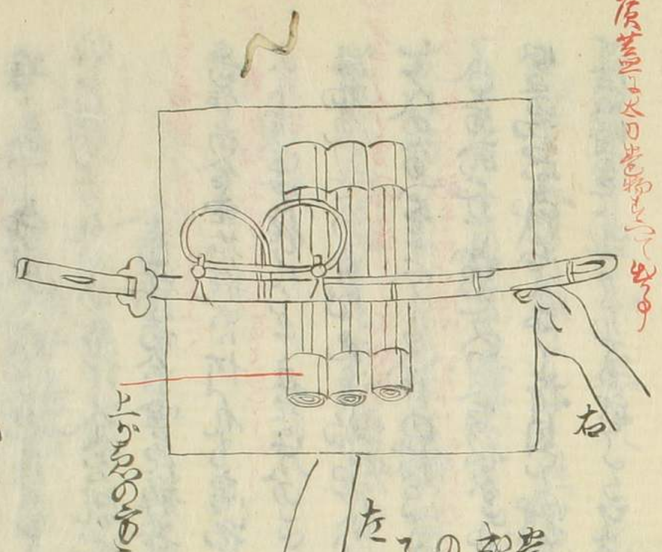

・板の物巻物巻
一 板物引合まて白紙のとち巻は我たよ

あれども右の引合とは別に毒せいきてんしゅのるいと引合と名付る人もあり此之

[illegible]のとしのめは我方よりまづ[illegible]て初めて渡し[illegible]引合を

[illegible]あるべしとの事なり[illegible]て初て[illegible]て[illegible]ら[illegible]物の[illegible]

准し[illegible]ムゴ[illegible]も長[illegible]時[illegible]て[illegible]

[illegible]紙の上の元の方[illegible]人[illegible]

香合は香をとこと香盒と書て木[illegible]

唐物の分は青瓷堆朱[illegible]

三足の物足二ツ人八方八面ル流アリ不用之

香物は香合を金花瓶おい何れも唐物の分[illegible]

[illegible]物のうちも月[illegible]物をいと[illegible]

[illegible]人の方[illegible]物は[illegible]

引合[illegible]

[illegible]人の方[illegible]

[illegible]

[illegible]

一　香炉に香を焼て人々に出す事

香炉に香を焼て人々に出す事、三ツ四ツの香炉あらい出し、三ツ我方へ残る内の三ツ人々の方へ向けて居の内より右の香炉の脚を右手にて取て右の方へ出す、右手にて香炉の脚を左手にて取て香を焼て人々に出す、香炉の内に香を焼て出す時、香炉の内へ入る香を焼て出す、香炉の内へ入る香を焼て出す時、香炉の内へ入る香を焼て出す時、香炉の内へ入る香を焼て出す時

[illegible]

紙トハ扇の地紙也

一扇ハ[illegible]

[illegible]

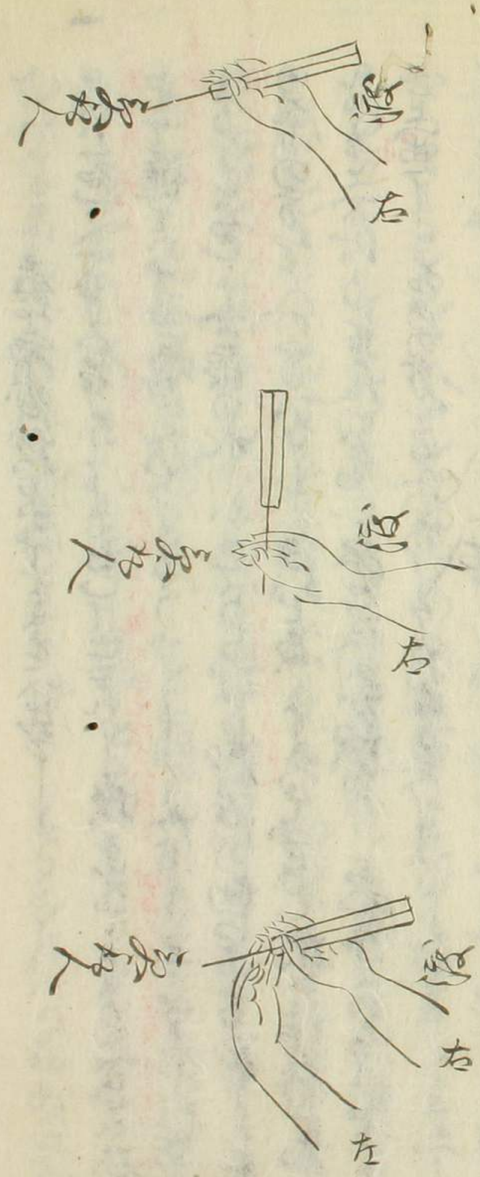

扇ニ檀紙松原ヲ下ル事

一 扇ハ一包ニ一帖ヲ下ル也 包ニ檀紙ハ三ツ下ル 大ナラバ四ツ下ル 大タラバ紙大ニ四タラバ紙ハ八ツ下ル 松原ハ八ツ下ル

ヤウニ進ズハ十帖下ル書キ いろいろもうつくしくたたみ下ル

いろいろ紙の大ニ下ル

いろいろ紙の色ニ下ル 紙八ツ時ハ下ル

包ニ金箔の水ヒキ下ル 扱ハ紙の切口の方ヲ上ニ置テ

ふくろの方ヲ人の方ヘ向テ紙ヲ置 松原の時ハ

ふくろの方ヲ人の方ヘ向テ置 包ニ下ル

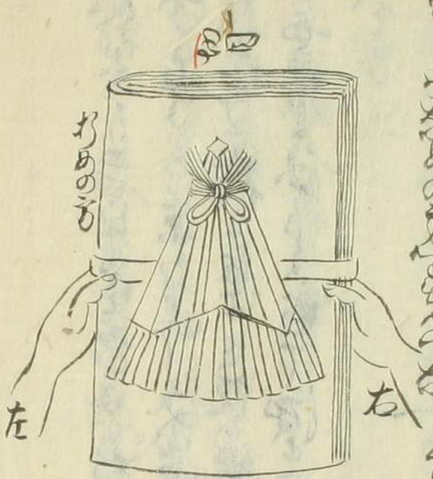

一帖ヲ下ル時モ同シ事

扇ヲ物ニシテ人ニ下ル事

一 扇ヲ何ニテモ上ニテ人ニ下ル事ハ陣ニ物ヲ下ル時ハ表ヲ上ニ物ヲ下ル

道ハ物ノメル人ノ首ヨリ軍中首実検ノ時首ヲ上ル物ノ表ヲ上ニ下ル

ヲ陣ニ下ル表ヲ上ニ物ヲ下ル 表ヲ上ニ物ヲ下ル

ヲ陣ニ下ル

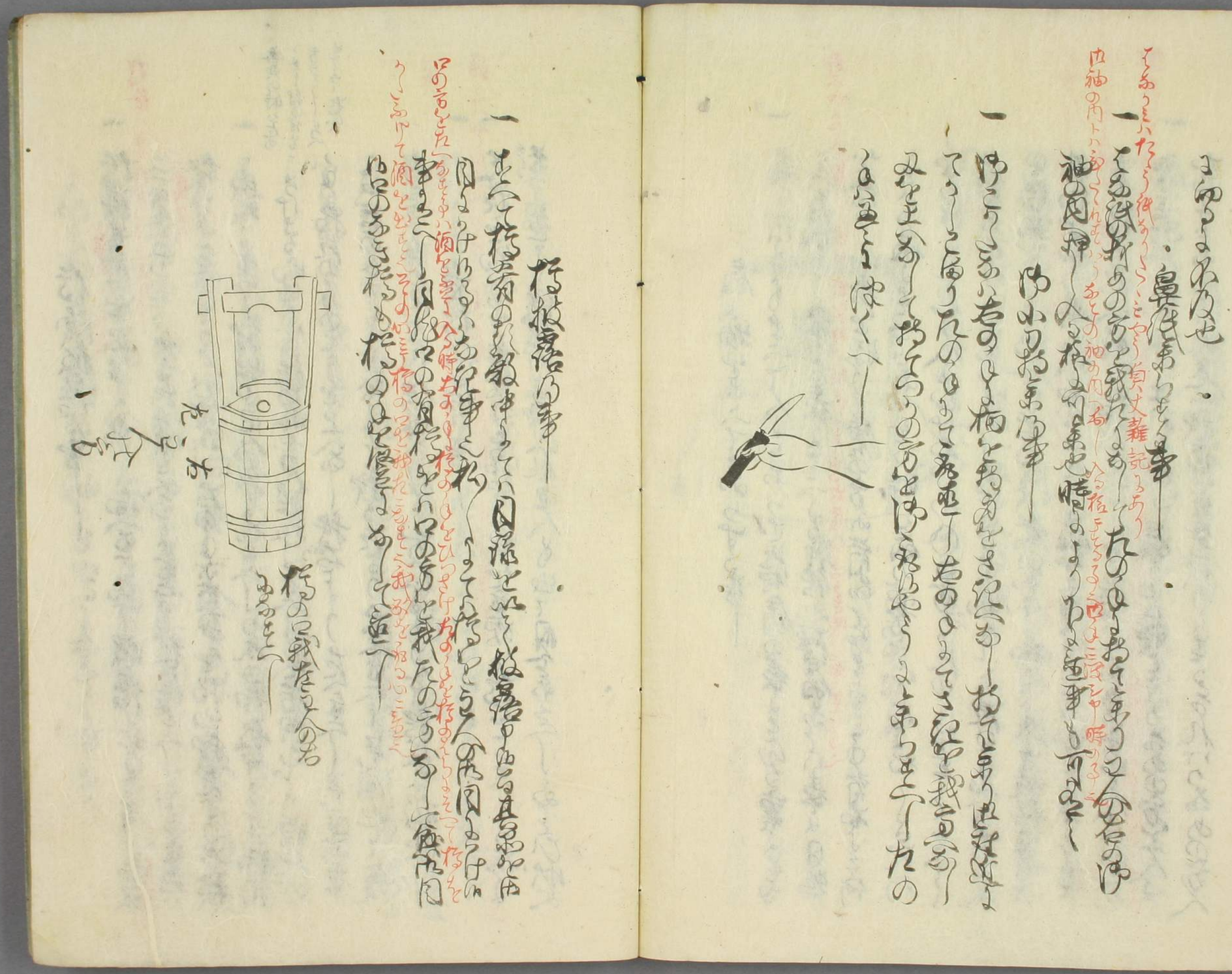

・鼻紙あらとく事

一 たなのひきあけて手をつこうの方の袖の内へ入る程ならば袖の内へ入る程ならば袖の内へ入る程ならば

行深板屋の事

一行深板屋足二十足ハ中ハ白ハ白ハ白ハ白ハ板屋にてもよし右足
行深ハ高世行深ハ
二百足ハ二つ
三貫文
三貫文
中ハ板にてもよし
対の屋ハ白ハ板にて右のごとく真事を板出我左ハ右板
或板にて対の屋ハ白ハ板にて
いつれの物歌ハ
その時ハ
香思ハ
の時ハ
貴の時ハ左の
ゆ一対の屋ハ
いつれの物ハ
ハ板にて
ハ白ハ
ハ白ハ
ハ白ハ

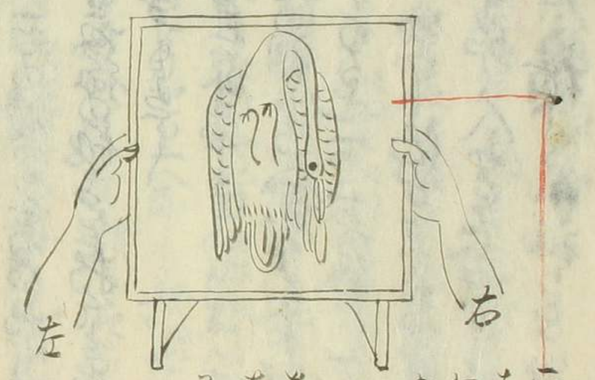

二人にて敷多
はこびら基を
掛ける時はこの
うへ人宜敷也

さつ敷の時
たてへもて持
る時はかけ

一 鶴の名にて鶴を敷ると色右のひとりて山猫をもて拵て
こんぐ渡時山猫を右のひとりてあのけて左のひとりの

うつくしいるのむこのとかさきて野でとれ山にて鶴の姿ふうにしてこの船のあとにてこの
背にまたがりこの方へ向けて渡へ拵
東海道のひとりて山猫をもて拵て
そこに山猫をもてのかしてそこに拵へ
後にて拵へ時の事にて一流に山猫にて
拵へ前にてもたるのひとりて渡へ
山猫にて拵へ時は雁にて拵へ
山猫のうけ拵へ後に渡へ
のかへて可敷用也

雁にて拵へ時の事にて山猫にて拵へ
拵る時の事にて必ずこの通り渡へ

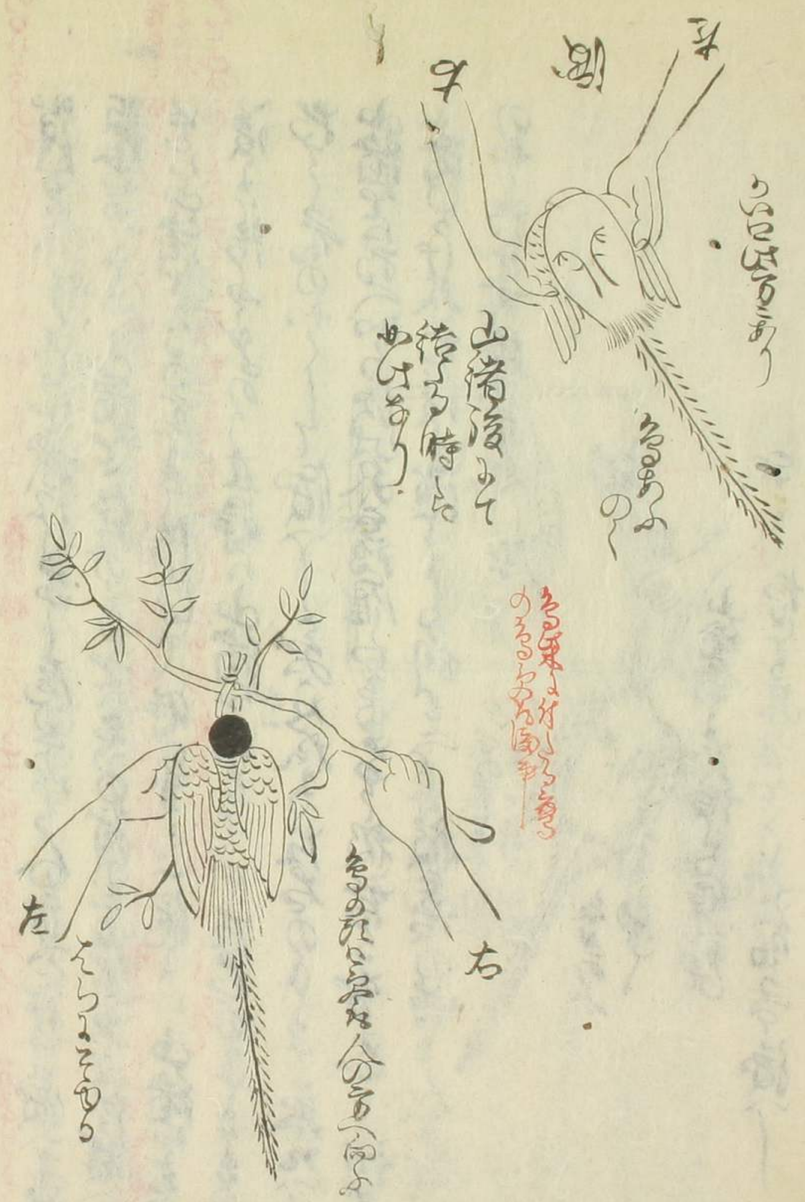
右
左

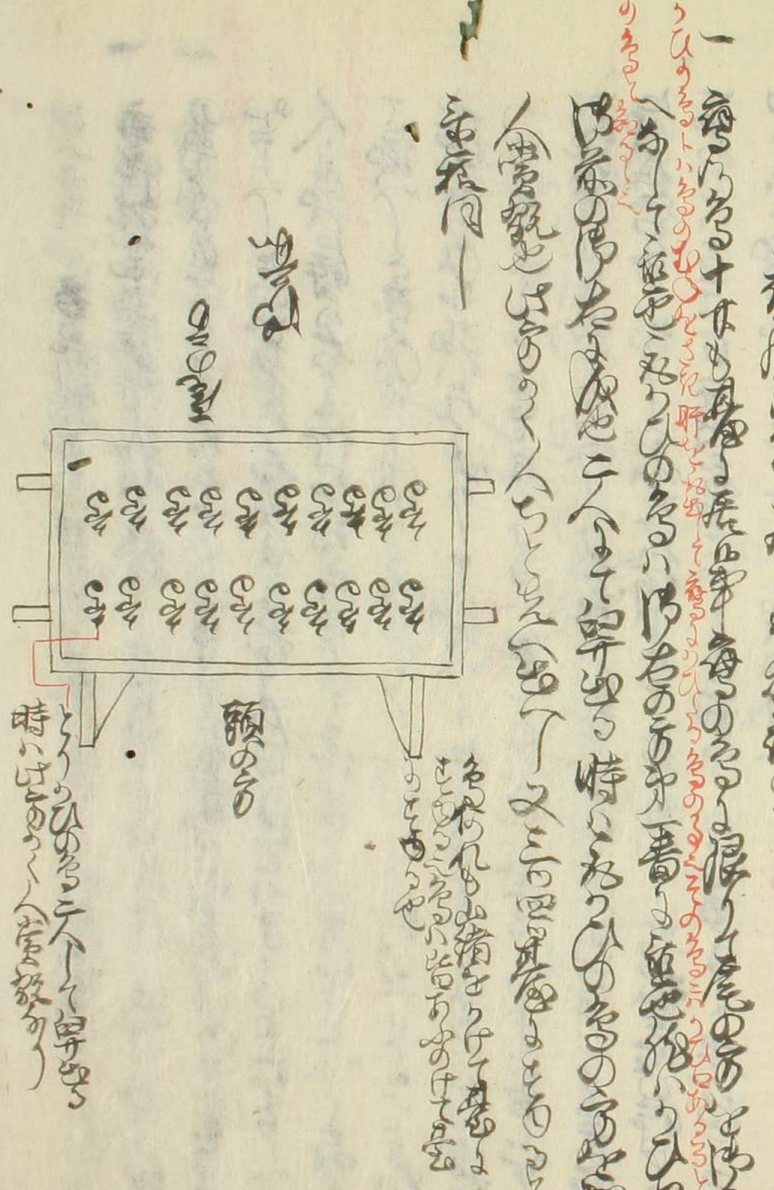
額の方

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

次に矢を放ち

一　名ばかりよりの矢を添事

名矢に行の矢りてゝ名をとなるとそなはれとゝ

名矢をはなるゝ右のひよ矢の手を拔たのゝして名の腹

ひとそゝくゝおもゝこゝまりて名矢をたゝおあらはの

方をあげ手をさげて名のゝとらをあてゝ矢のゝをつき

てはこゝをうて扇のゝあゝのゝおて海ゝ名の矢に人ゝ白ゝ

矢の根たのゝひとゝ矢に手をおたゝるゝの腹ゝて矢名

ゝて名ゝ天の時に右のひよ矢に手を一つゝおて名をあら

ゝゝ右のゝを名の腹ゝて矢ゝ男名を海して

次に矢を名の腹に添ゝ春に矢ゝ男名を海

事

春の雑ゝ名に矢名ゝ

一　主人名弓を引ゝる時に矢をぬきて矢因をゝ上ゝ矢を拔

ゝゝ拔て弟也ゝ射ぬゝれゝ矢をぬゝぬゝぎゝて

ゝ拔ゝ矢ゝ拔て弟ゝ射ゝ時も矢因ゝ上ゝ名ゝ

ゝ名ゝぬゝぎゝゝて矢ゝ矢をぬきて矢ゝ名ゝ上ゝて

拔て弟ゝ

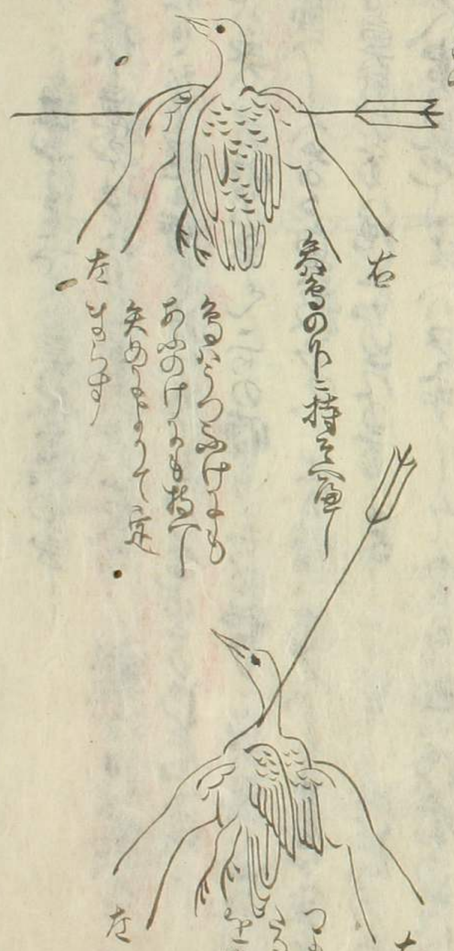

其ものまてゝ[illegible]奥の板倉殿の事

一 奥の[illegible]我[illegible]ハ[illegible]

他流ハ海の[illegible]川の後[illegible]海奥ハ[illegible]

[illegible]ハ能[illegible]退[illegible]時[illegible]

[illegible]ハ海川の[illegible]

[illegible]ハ海川の[illegible]

[illegible]ハ海の[illegible]川の後[illegible]

[illegible]

[illegible]

昆布ハよろこぶとよむ　昆布板書の事

一　昆布ハ杉目ヲ竪ニ成て能ク煎て杉目実説也

実説ハ

あら巻とハ黄巻のるゐなり

荒巻板書の事

一　あら巻ハ頭の方を切て能ク煎て切ら花の字頭

れトハ黄巻ニ付る木也也実又ハるゐ名ニ付るれなり
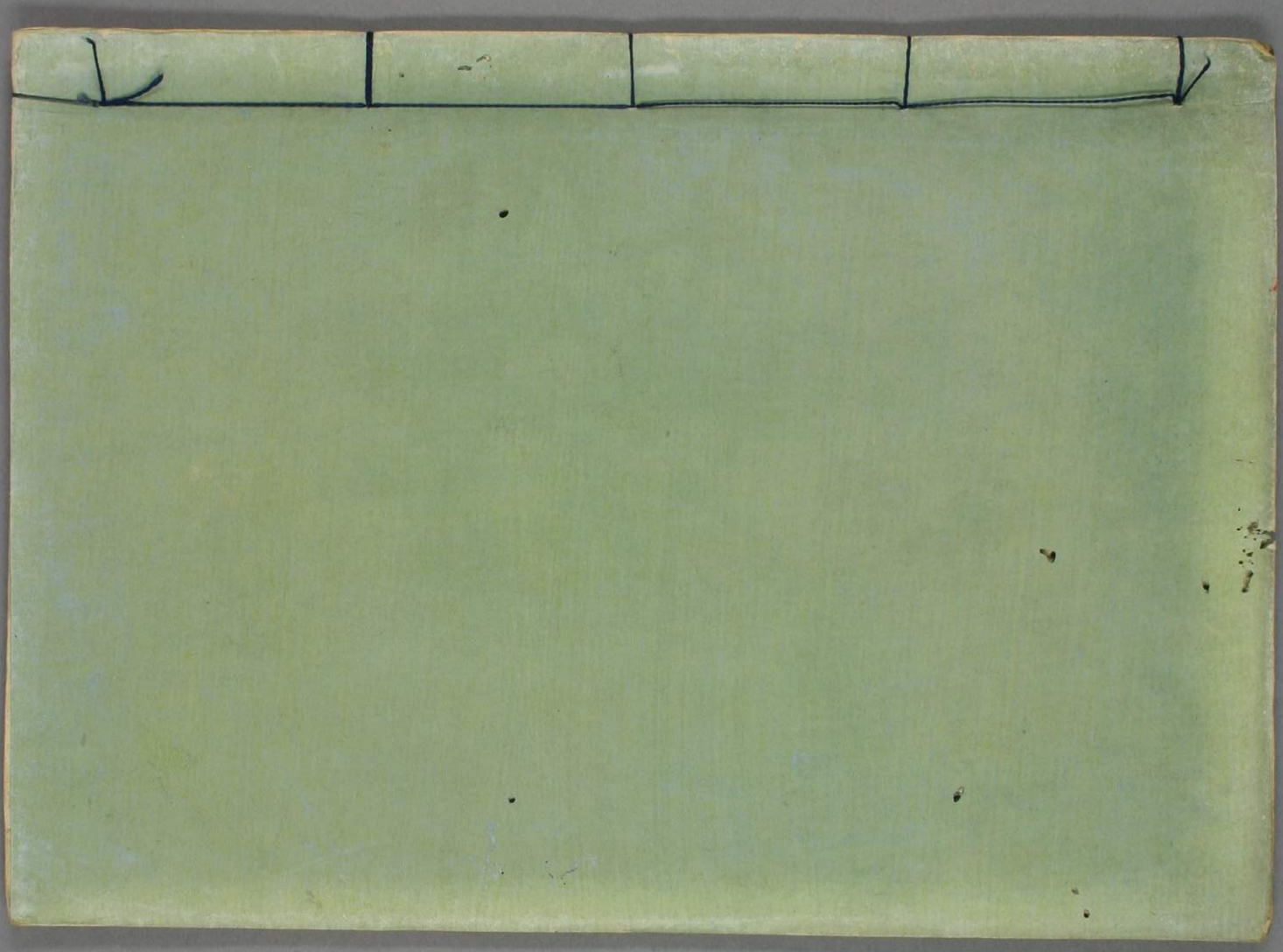
の方也ハ花の物も原本ハ不実説也